

号外

神戸新聞

発行所 神戸新聞社 神戸市中央区東川崎町1-5-7 〒650-8571 ☎(078)362-7056
http://www.kobe-np.co.jp/

村木元局長に無罪

郵便制度悪用に絡む厚生労働省の文書偽造事件で、虚偽有印公文書作成・同行使の罪に問われた元局長村木厚子被告(54)に、大阪地裁(横田信之裁判長)は10日、文書偽造を部下に指示したことを否定し、無罪判決を言い渡した。検察側は懲役1年6月を求刑している。

元局長は一貫して無罪を主張。公判ではかつての上司や部下が、捜査段階で元局長の関与を認めた供述調書の内容を相次いで否定した。横田裁判長は5月、実行役とされる元係長上村勉被告(41)と公判中の供述調書について「検察が説明した可能性がある」などとして、大半を証拠採用し



村木厚子元局長

大阪地裁判決

厚労省文書偽造事件
部下への指示否定

「密室調書」に厳しい目

村木元局長は障害保健福祉部企画課長だった2004年6月、課長の公印入り

の証明書を部下の上村被告に偽造させたとして起訴された。

検察側は論告で、国議員からの口添えを背景に、実体のない「凜の会」を障

害者団体と認めるよう厚労省内で組織的に対応した。【議員案件】だったと説明。元局長の指示か了解がなければ、証明書の偽造は不可能だだと主張した。

横田裁判長は5月、「誘導」との元上司の「告発」を皮切りに、元部下らも相次ぎ供述を翻し、公判と捜査段階どちらの「声」を信用すべきかが裁判の焦点に浮上した。

件では、村木厚子元局長(54)の上司や部下が、捜査段階で認めていた元局長の関与を公判で一転して否認した。横田信之裁判長は「密室」でのやりとりに厳しい目を向け、特捜検察の調書に証拠能力を認めないとど、裁判は異例の展開をたどった。

検察官調書が注目を集め始めたのは2月の法廷から。「調書は事実ではなく、検察側に作られた記憶だ」

厚労省文書偽造事件の経過

- 2003年秋▶自称障害者団体「凜(りん)の会」(現・白山会)設立
- 04年6月上旬▶凜の会の偽証明書作成
- 09年4月16日▶大阪地検特捜部が郵便法違反容疑で凜の会設立者の倉沢邦夫被告らを逮捕
- 5・26▶稟議(りんぎ)書を偽造したとして厚生労働省の上村勉元係長らを逮捕
- 6・14▶証明書を偽造したとして村木厚子元局長ら4人を逮捕
- 7・4▶村木元局長ら4人を起訴
- 10年1月27日▶村木元局長が初公判で起訴状の内容を否認
- 4・27▶大阪地裁が倉沢被告の文書偽造について無罪の判決(郵便法違反罪は有罪)
- 5・11▶凜の会元会員、河野克史被告に懲役1年6月、執行猶予3年の判決
- 26▶村木元局長の公判で大阪地裁が大半の供述調書を証拠採用せず
- 6・22▶村木元局長の公判で検察側が懲役1年6月を求刑
- 29▶村木元局長の公判が結審
- 9・10▶村木元局長に無罪判決

横田裁判長は5月、実行役とされる元係長上村勉被告(41)と公判中の供述調書について「検察が説明した可能性がある」と言わせて調書を作る姿勢がうかがわれる」と検察の取り調べ手法を批判し、8人の供述調書計43通のうち、34通を証拠としないと決定。村木元局長から「すぐ取り調べ状況を記した」と証明書を作つて」と指示されただとしていた元係長上村勉被告(41)の調書は1通も採用しなかった。

「被疑者ノート」も大きな役割を果たした。「不明なら、意見を総合するのが合理的。いわば多數決のようなもの(と言われた)」。克明な記載で密室でのやりとりを明かされた検察側は、判決前に最も重要な証拠を失う想定外の事態を招いた。